

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和3年5月

鳥 羽 市

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 鳥羽市は、伊勢湾の台座のような志摩半島東部に位置し、その立地条件を生かして稲麦、レタス、エンドウ等を主体とする農業生産を展開してきたが昭和40年代に激減した。近年、畜産農家の法人化、イチゴ農家の高設栽培施設の導入や農協による無人ヘリコプターの導入が行われた。

今後は、特にこのような施設において、高収益に結びつく農業経営の担い手を中心に展開し、地域として産地化を図ることとする。また、土地利用型農業を中心に経営規模の拡大を志向する農家と、兼業農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 鳥羽市の農業構造については、大きくは半農半漁の海岸地域と稲作中心の内陸部に分けられるが、近年の一層の兼業化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうしたなかで、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家からの規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である鏡浦地区を中心に農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 鳥羽市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、鳥羽市及びその周辺の市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり250万円以上、又は家族経営一戸あたり500万円以上)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4 鳥羽市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的な条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第4条第3項に基づく農業経営基盤強化促進事業(以下「農業経営基盤強化促進事業」という。)その他の措置を総合的に実施する。

まず、鳥羽市は、伊勢農業協同組合、鳥羽市農業委員会、伊勢志摩地域農業改良普及センター(以下「普及センター」という。)等が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うための体制として、鳥羽市農業再生協議会を設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。

さらに、3に示した経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の法第12条第1項に基づく農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による効率的かつ安定的な経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している鳥羽市農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員、農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手、受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して、集団化・連担化した条件で担い手に農地が利用集積されるよう努める。

特に、農地の効率的な利用に向けその集積を促進するため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業や特例事業を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）以外の法人も含めた農業経営を営む法人をいう。）及び特定農業団体（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。）制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度により取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、農地賃借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、伊勢農業協同組合と連携を密にして、農地賃借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。農地の規模拡大による効率化、経営の安定化とともに経営の高度化を図るために、水稻単一経営からの転換や収益性の高い作物の導入などの複合経営や多様な販売手法の合理的・創造的活用、収益性の高い製品化への取組等多角経営を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもち、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、体制が整ったものについては、法人形態への誘導

を図る。

特に、鏡浦、長岡、加茂地区においては、農地の一体的管理を行う主体として、当面、集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営改善計画の認定制度については、本制度を効率的かつ安定的な経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれらの認定農業者への集積はもちろんのこと、その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、鳥羽市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 鳥羽市は、鳥羽市農業再生協議会を中心として、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び伊勢農業協同組合支所単位の研修会の開催等を普及センターの協力のもと行う。

特に、大規模畜産をめざす農業経営が展開しつつある加茂地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、伊勢農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者や全国農業協同組合連合会三重県本部園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした振興作目を選定したうえでその栽培に関する指導を行い、水稲と組み合わせでの複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と、新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

- (1) 新規就農の現状

施設野菜中心経営の農業者が認定を受けた平成18年度以降、鳥羽市の新規就農者はおらず、新たに農業経営を営もうとするものが生まれにくい状況ではあるが、従来からの基幹作物である水稲の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的

かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、鳥羽市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

鳥羽市においては、(1) に掲げる状況であるが、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する取り組みを実施することにより、鳥羽市において当面は、令和11年度までに1人程度の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

鳥羽市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたり240万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた鳥羽市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については普及センターや、伊勢農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に鳥羽市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、鳥羽市における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。なお、記載がない営農類型については、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に準ずる。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稻 中心経営</p> <p>目標数:2</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻=10ha 作業受託=5ha</p> <p>〈経営面積〉 15ha</p> <p>(所得目標300万円) (従事労働力 2人)</p>	<p>〈基本装備〉 (中型機械化一貫体系) 作業舎 1棟 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 糶摺機 1台 乾燥機 1台</p> <p>〈その他〉 ・2ha程度に団地化された農用地</p>	<p>・複式簿記記帳の実施と経営分析によるコスト管理 ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用の従事者の確保</p>
<p>施設野菜 中心経営</p> <p>目標数:2</p>	<p>〈作付面積等〉 イチゴ(施設)=20a</p> <p>〈経営面積〉 20a</p> <p>(所得目標400万円) (従事労働力 2人)</p>	<p>〈基本装備〉 鉄骨ビニールハウス 20a 高設栽培施設 20a</p> <p>〈その他〉 ・イチゴの作期を分散させる。</p>	<p>・複式簿記記帳の実施と経営分析によるコスト管理 ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入</p>
<p>肉用牛 中心経営</p> <p>目標数:2</p>	<p>肥育牛=150頭</p> <p>(所得目標750万円) (従事労働力 2人)</p>	<p>〈基本装備〉 牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 倉庫 1棟 トラクター 1台 フォークリフト 1台 マニュアルプレッダー1台 トラック 1台 ショベルローダー 1台</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施 ・家畜糞尿の有効利用</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・臨時雇用従事者の確保</p>

果樹 中心経営  目標数:1	〈作付面積等〉 セミノール=0.5ha 青島温州=1ha 早生温州=1.5ha  〈経営面積〉 3ha  (所得目標600万円) (従事労働力 3人 うち雇用0.5人)	〈基本装備〉 トラック 1台 管理機 1台 揚水機一式 施肥機 1台 草刈機 1台 動力噴霧機 1台	・複式簿記記帳の実施と経営分析によるコスト管理 ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入
-------------------------	--	--	--	---------------------------------------

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 中心経営  目標数:1	〈作付面積等〉 水稲=30ha 麦=5ha 作業受託(基幹3作業)=10ha  〈経営面積〉 45ha  (所得目標800万円) (従事労働力 4人)	〈基本装備〉 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台他  〈その他〉 ・2ha程度に団地化された農用地 ・完熟堆肥の施用による土づくり ・一区画の圃場を30a以上にする。	・青色申告の実施  ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る	・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用の従事者の確保
採卵鶏 中心経営  目標数:1	成鶏=95,000羽 育成=5,000羽  (所得目標4,000万円) (従事労働者 5人)	〈基本装備〉 成鶏舎 1棟 育すう舎 1棟 醗酵処理施設 1基 堆肥舎 1基 トラック2t 3台 醗酵処理施設 1基 堆肥舎 1基 トラック2t 3台 ショベルローダー(0.5m) 1台 フォークリフト 1台	・生産・飼料・出荷の内容すべてパソコン等機器の最大限の利用	・農業法人化するため、雇用関係、社員の労働体制や保険等の加入

		〈その他〉 鶏卵出荷自動システムの導入		
酪農 中心経営  目標数:1	搾乳牛=50頭 育成牛=25頭  (所得目標1,000万円) (従事労働力 2人)	〈基本装備〉 フリーストール畜舎 1棟 ミルクパーラー 1棟 飼料庫 1棟 堆肥舎 1棟 糞尿処理施設 1棟 ショベルローダー 1台 バルククーラー 1台 ダンプトラック 1台 自動給餌車 1台 スクレパー 一式	・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・家畜糞尿の有効利用	・社会保険等の加入 ・臨時雇用従事者の確保

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)のイに示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営を指標として、効率的かつ農業経営の指標を基に鳥羽市における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。なお、記載がない営農類型については、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に準ずる。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 中心経営	〈作付面積等〉 水稻=8ha 作業受託=3ha  〈経営面積〉 11ha  (所得目標240万円) (従事労働力 2人)	〈基本装備〉 (中型機械化一貫体系) トラクター1台 田植機 1台 コンバイン1台 乾燥機 1台  〈その他〉 ・2ha 程度に団地化された農用地	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用の従事者の確保 ・安全で快適な作業環境の確立のため適正な作業装備の導入
施設野菜 中心経営	〈作付面積等〉 イチゴ(施設)=16a  〈経営面積〉	〈基本装備〉 鉄骨ビニールハウス16a 高設栽培施設 16a	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加



	16a (所得目標280万円) (従事労働力 2人)	〈その他〉 ・イチゴの作期を分散させる。 ハウス及び付帯設備については、中古施設を借り受ける。	・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	入 ・安全で快適な作業環境の確立のため適正な作業装備の導入 ・腰痛や疲労を少なくするため生産施設、作業場の改良に努める
肉用牛 中心経営	肥育牛=100頭 (所得目標400万円) (従事労働力 2人)	〈基本装備〉 牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 倉庫 1棟 トラクター 1台 フォークリフト 1台 マニュアルプレッダー1台 トラック 1台 ショベルローダー 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施 ・家畜糞尿の有効利用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・臨時雇用従事者の確保
果樹 中心経営	〈作付面積等〉 セミノール=0.4ha 青島温州=0.8ha 早生温州=1.2ha  〈経営面積〉 2.4ha  (所得目標400万円) (従事労働力 3人 うち雇用0.5人)	〈基本装備〉 トラック 1台 管理機 1台 揚水機一式 施肥機 1台 草刈機 1台 動力噴霧機 1台	・複式簿記記帳の実施と経営分析によるコスト管理 ・青色申告の実施 ・パソコン管理 ・経営と家計の分離を図るため、家計費の記帳を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稻 中心経営</p>	<p>〈作付面積等〉                      水稻=24ha                      麦= 4ha                      作業受託〈基幹3作                      業〉=8ha                       〈経営面積〉                      36ha                       (所得目標640万円)                      (従事労働力 4人)</p>	<p>〈基本装備〉                      トラクター 1台                      田植え機 1台                      コンバイン1台                      乾燥機 1台                      作業舎 1棟                       ・2ha 程度に団地化され                      た農用地                      ・完熟堆肥の施用による                      土づくり                      ・一区画の圃場を30a以                      上にする。</p>	<p>・青色申告の実施                      ・経営体の体質強化                      のため、自己資本の                      充実を図る</p>	<p>・給料制の導入                      ・社会保険等の加                      入                      ・春秋の農繁期に                      おける臨時雇用の                      従事者の確保</p>
<p>採卵鶏 中心経営</p>	<p>成鶏=76,000羽                      育成=4,000羽                       (所得目標3,200万                      円)                      (従事労働者 5人)</p>	<p>〈基本装備〉                      成鶏舎 1棟                      育すう舎 1棟                      醗酵処理施設 1基                      堆肥舎 1基                      トラック 3台                      ショベルローダー 1台                      フォークリフト 1台                      〈その他〉                      鶏卵出荷自動システムの                      導入</p>	<p>・生産・飼料・出荷の                      内容すべてパソコン                      等機器の最大限の                      利用</p>	<p>・農業法人化にす                      るため、雇用関係、                      社員の労働体制や                      保険等の加入</p>
<p>酪農 中心経営</p>	<p>搾乳牛=40頭                      育成牛=20頭                       (所得目標800万円)                      (従事労働力 2人)</p>	<p>〈基本装備〉                      フリーストール畜舎 1棟                      ミルキングパーラー 1棟                      飼料庫 1棟                      堆肥舎 1棟                      糞尿処理施設 1棟                      ショベルローダー 1台                      バルククーラー 1台                      ダンプトラック 1台                      自動給餌車 1台                      スクレパー 一式</p>	<p>・青色申告の実施                      ・パソコン管理                      ・家畜糞尿の有効利                      用</p>	<p>・社会保険等の加                      入                      ・臨時雇用従事者                      の確保</p>

組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
30%程度	

(注) 農用地の利用には、基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標  
効率的かつ安定的な農業経営を営む者への経営農地の面的集積率が上がることをめざす。

### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 地域における農用地の利用の推進方向

鳥羽市では、水稲を中心とした認定農業者がいないことや、中山間地域に位置することから農業条件が厳しく集積は進んでいない。今後は集落営農組織の育成を図り、農地中間管理事業等を活用するなどして経営農地の面的集積を推進していく。

(2) 農用地の利用関係の改善に向けた取組

農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、鳥羽市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、鳥羽市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

#### 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

鳥羽市は、三重県が策定した「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」第1章第4の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、鳥羽市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

鳥羽市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 鳥羽市全域を対象に農地中間管理事業を重点的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営を育成すべく担い手への面的集積が図られるよう努める。

イ 長岡地区においては、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定を推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

ウ 加茂地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

さらに鳥羽市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

#### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

##### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の

集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。

- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
  - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他政令第 6 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められること。
  - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うことと見込まれること。
  - ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等（農地法第 3 条第 3 号に規定する業務試行役員等を言う。以下同じ。）のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員、株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るも

のとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが、特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

#### (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権設定の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

#### (3) 開発を伴う場合の措置

① 鳥羽市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)別紙9の第1の3の様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 鳥羽市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って、許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って、許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 鳥羽市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 鳥羽市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

① 鳥羽市農業委員会は、認定農業者又は法第14条の4に規定される本構想に基づく青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）

で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出のもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権の設定等の調整が調ったときは、鳥羽市に農用地利用集積計画を定める旨を要請することができる。

- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前に申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 鳥羽市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 鳥羽市は、(5)の②の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、鳥羽市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 鳥羽市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があることを確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃並びにその支払の相手方及び方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準並びに決済の相手方及び方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後に於ける土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)及びその支払(持分又

は株式の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項及びその他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

鳥羽市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに、(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

鳥羽市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を鳥羽市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

鳥羽市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

鳥羽市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 鳥羽市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の



農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 鳥羽市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、鳥羽市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による催告を受けた者がその催告に従わなかったとき。

③ 鳥羽市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を鳥羽市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 鳥羽市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 鳥羽市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。鳥羽市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下「三重県支援センター」という。）に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

鳥羽市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施を単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関

する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を鳥羽市に提出し、農用地利用規程について鳥羽市の認定を受けることができる。

② 鳥羽市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 鳥羽市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を鳥羽市掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する

## る事項

- ③ 鳥羽市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

### （７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該認定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 鳥羽市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 鳥羽市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（三重県支援センター）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

鳥羽市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進するうえで、必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする者の育成・確保に関する事項

第1の3に掲げる目標を達成する農業者を育成するため、関係機関・団体との連携のもと、次の事項を重点的に推進する。

##### ア 農業経営の改善に向けた取組

生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成、経営の高度化に向け法人化や経営の複合化・多角化を目指す人材の育成に取り組むため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

##### イ 農業従事者の安定的確保に向けた取組

他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家庭経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

##### ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

###### (ア) 受入環境の整備

三重県支援センターや普及センター、伊勢農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

（イ）中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

（ア）農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

鳥羽市が主体となって三重県農業大学校や普及センター、農業委員、指導農業士、伊勢農業協同組合と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導のほか、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

（イ）就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、伊勢農業協同組合とも連携して、直売所等への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

（ウ）経営力の向上に向けた支援

伊勢農業協同組合が運営するインショップ、鳥羽マルシェへの出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

（エ）青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

ウ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については三重県支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については三重県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及センター、鳥羽市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（1）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関係施策との連携

鳥羽市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 鳥羽市は、水田の高度利用対策への積極的な取組によって、水稲作、野菜等の作付を通じた望

ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的な作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

- ② 鳥羽市は、加茂地区において、農村工業導入による働き手の確保を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ③ 鳥羽市は、地域の農業の振興に関するその他施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

鳥羽市は、農業委員会、普及センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体等の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、鳥羽市農業再生協議会を中心として相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、鳥羽市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附 則

この基本構想は平成26年3月31日から施行する。

この基本構想は平成26年11月4日から施行する。

この基本構想は令和3年5月27日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が、利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下、「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令第2条第2項第1号）に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号）に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業に供する場合に限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2 (第4の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は10年(開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて10年とすることが相当でないとして認められる場合には、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。ただし、第4の1の(1)の⑤の場合はこの限りでない。</p>	<p>1 農地については当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものによって定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、貸賃人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものによって定めようとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき、鳥羽市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>



Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 Ⅰの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Ⅰの③に同じ。 この場合においてⅠの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎に、それぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため、高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部が支払われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>